経済産業省

資料２

二酸化炭素の貯留事業に関する法律に基づく貯留事業の実施に係るガイドライン（案）について

令和８年11月4日

資源エネルギー庁　資源・燃料部　燃料環境適合利用推進課　CCS政策室

二酸化炭素の貯留事業に関する法律【CCS事業法】の概要

令和６年５月成立

背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO2を回収して地下に貯留する**CCS**（Carbon dioxide Capture and Storage）**の導入が不可欠**。
- ✓ **我が国としては、2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略　2023年7月閣議決定）、公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な**貯留事業等の許可制度等を整備**する。

１．試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

（１）試掘・貯留事業の許可制度の創設

- **経済産業大臣は**、貯留層が存在する可能性がある区域を「**特定区域**」として**指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO2の貯留事業**を行う者を**募集**し、これらを**最も適切に行うことができると認められる者**に対して、**許可**※を与える。
  ※　海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO2を貯留する権利）を**設定**する。CO2の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」**とする。
- **鉱業法に基づく採掘権者**は、上記の**特定区域以外の区域（鉱区）**でも、経済産業大臣の許可を受けて、**試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

（２）貯留事業者に対する規制

- **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」**は、**経済産業大臣（※）の認可制**とする。

※　海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣

- 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- **CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金**を確保するため、**引当金の積立て等**を義務付ける。
- 貯留した**CO2の挙動が安定**しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC**（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）**に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金**を確保するため、貯留事業者に対して**拠出金の納付**を義務付ける。
- 正当な理由なく、**CO2排出者からの貯留依頼を拒むこと**や、**特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務**、**工事計画届出**、**保安規程の策定**等の**保安規制**を課す。
- 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任（無過失責任）**とする。

（参考１）CO2の貯留メカニズム

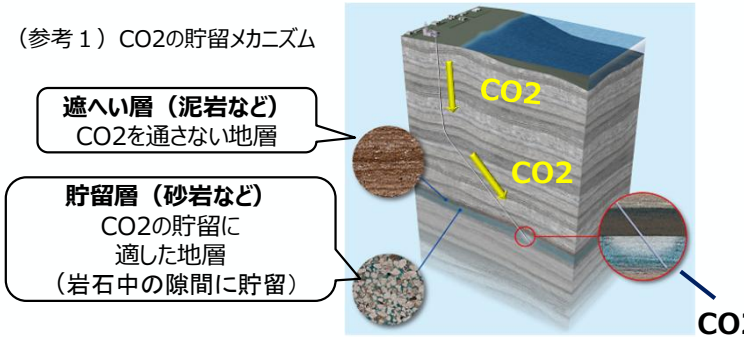

（出典）日本CCS調査（株）資料（資源エネルギー庁にて一部加工）

（参考２）貯留事業に関するフロー

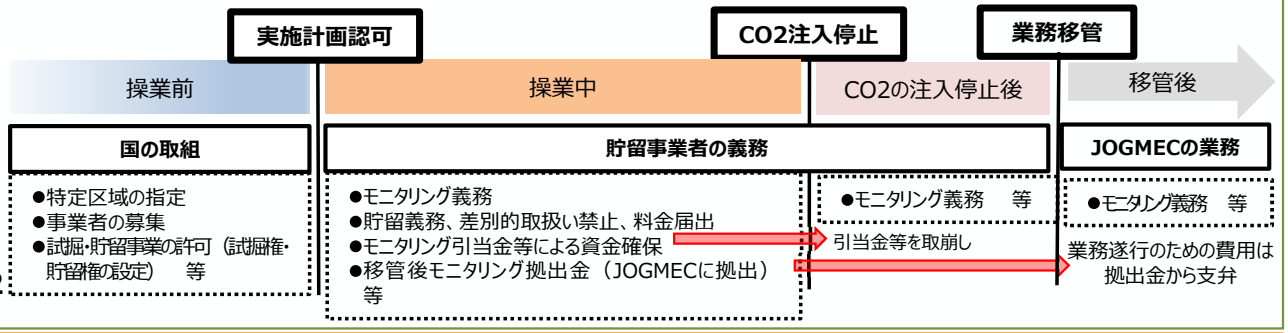

２．CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

（１）導管輸送事業の届出制度の創設

- CO2を貯留層に貯留することを目的として、**CO2を導管で輸送する者は**、**経済産業大臣に届け出なければならない**ものとする。

（２）導管輸送事業者に対する規制

- 正当な理由なく、**CO2排出者からの輸送依頼を拒むこと**や、**特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務**、**工事計画届出**、**保安規程の策定**等の**保安規制**を課す。

※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。

CCS事業制度検討WG
/海底下CCS制度専門委員会
（令和７年９月12日 第１回）資料を一部加工

CCS事業法について

- CCS（Carbon dioxide Capture and Storage）は、電化や水素等を活用した非化石転換では脱炭素化が難しい分野が、脱炭素化を実現するための有効な手段。我が国では、2030年代初頭からのCCS事業開始に向けた事業環境の整備を進めているところ。
- **2024年５月**には、**貯留事業の許可制度等**を定めた「**二酸化炭素の貯留事業に関する法律**（**CCS事業法**）」が成立した。
- CCS事業法は、**CCS事業の事業化フロー**（**探査**・**試掘**・**貯留事業**）**に沿って多段階的に施行**することとしており、2024年11月までに**探査・試掘に係る規制の詳細を政省令にて規定した**ところ。
- 残る**貯留事業・導管輸送事業に係る規制の詳細**について、**CCS事業特有の観点から議論が必要**。

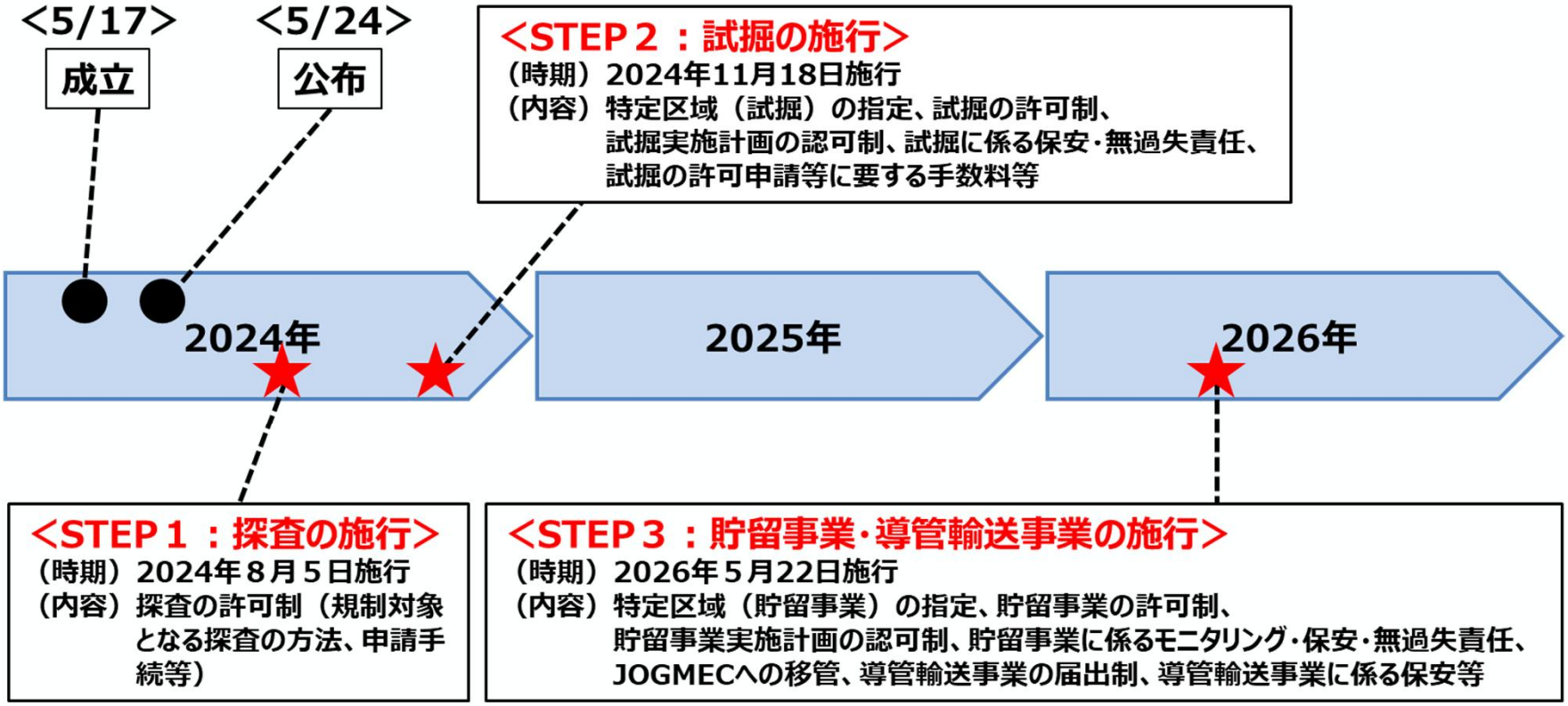

CCS事業制度検討WG
/海底下CCS制度専門委員会
（令和8年5月21日 第4回）資料から作成

CCS事業法の施行について

- CCS事業法における**貯留事業**・**導管輸送事業**に関する規定は**2026年５月22日に施行**され、これによりCCS事業法は**全面的に施行**された。
- 貯留事業・導管輸送事業に関する規定の施行に当たっては、以下の政省令を整備したところ。

法令名	措置内容（概要）
二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	● 海域において貯蔵するCO2基準を、①**99vol%以上を原則**、②**CO2以外の不純物が一定の基準を満たす場合には99vol%未満も可能**、③二酸化炭素以外の油等が加えられていないものとする。等
海域の貯留層における貯留事業に係る貯留事業実施計画等に関する省令 ※　本省令は、海域において貯留事業を実施する場合に適用される。	● 貯留事業実施計画の認可申請手続、閉鎖措置計画の認可申請手続、閉鎖措置終了確認申請手続等を定める。 ● 貯留事業者が実施するモニタリングは、**モニタリング区分**（**通常時**・**懸念時**・**異常時**）に応じて、**モニタリング対象**（**CO2の成分**・**濃度**・**流量**・**注入量**/**温度**・**圧力**/**坑井健全性**/**地層の振動**/**CO2の位置及び範囲**/**海洋環境及び陸域の状況**）についてモニタリングを行うこととする。 ● 貯留事業実施計画において**CO2が海洋に漏出した場合における海洋環境に及ぼす影響の評価に関する事項の記載を求める**こととする。 ● **貯留事業の廃止**（＝JOGMECへの移管）　**の許可申請が可能となる期間**を、CO2圧入停止後、CO2の貯蔵の状況が安定するまでに必要と認められる期間として、原則、**10年を下らない期間**とする。等
二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行規則の全部を改正する省令	● 上記の省令における措置に加えて、貯留事業の許可申請手続、導管輸送事業届出手続等を定める。 ● 貯留事業者がJOGMECに納付する拠出金の額の算定基準は、**30年間分の管理業務に要する費用に充てるための資金が確保できるもの**であること等とする。 ● **特定貯留事業約款**・**特定導管輸送事業約款への記載事項**を定める。等

※ 上記以外に、「貯留等工作物等の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」、「二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令施行規則の一部を改正する省令」等を整備している。

CCS事業法に関するガイドラインの策定の目的

- CCS事業法に基づく義務・手続的事項は法律・政省令で定められているところ、これらの**義務や手続き的事項の具体的な内容を解説し、貯留事業者が実施すべき事項や考えられる事例等を明らかにする**ことによって適切な貯留事業を実施できるようにするために、**ガイドラインを作成**する。

ガイドライン策定スケジュール

- **CCS 事業制度検討ワーキンググループ/海底下 CCS 制度専門委員会の合同会議**において、政省令及びガイドラインの規定やガイドラインの規定について議論
- 9月30日の本合同会議（書面開催）にてガイドライン案をとりまとめ
- **10月2日～31日にかけて、ガイドライン案のパブリックコメントを実施**
- パブコメにていただいた意見も踏まえ、**年内にガイドラインを公表予定**

ガイドラインの構成

第１章　総則
第２章　貯留事業の実施に当たっての基本的考え方
第３章　貯留事業の実施
　第１節　貯留事業の許可について
　　１．二酸化炭素の安定的な貯蔵について
　　２．農業、漁業その他の産業との調整について
　　３．地域住民等の関係者への周知及び情報提供の取組について
　第２節　貯留事業実施計画の認可について
　　１．二酸化炭素の貯蔵の方法について
　　２．貯留事業場における保安を確保するための措置について
　　３．貯蔵する二酸化炭素の漏えいを防止するための措置について
　　４．貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視について
　　５．貯蔵する二酸化炭素の特性について
　　６．貯蔵する二酸化炭素の漏出時影響評価について
　　７．二酸化炭素の貯蔵に係る資金確保措置について
　第３節　貯留事業実施計画の定期報告その他の事項について
第４章　貯留事業の廃止
第５章　資金確保措置
第６章　約款

２．農業、漁業その他の産業との調整について → 貯留申請にあたり、産業関係者の理解を得るための適切なプロセス（情報提供や調整の場の設定等）を踏んでいることを書面で示すこと

３．地域住民等の関係者への周知及び情報提供の取組について → 次ページで説明

４．貯蔵する二酸化炭素の貯蔵の状況の監視について → モニタリング計画にて、モニタリング対象や区分、事業段階に応じた計画を定める。また、地域住民等の理解醸成のため、提供する情報（モニタリング状況等）や実施方法（拠点設置等）を自治体等と協議の上で計画。

貯留事業許可に当たっての地域住民等の関係者への周知及び情報提供の取組について

- 事業者は貯留事業の許可を申請する際、事業概要について、**地域住民等の関係者に対して事前に適切な説明及び意見の聴取**を行った上で、その取り組み状況について示すとともに、**事業実施中の情報提供に係る取組予定**についても書面で示し、地域住民等の関係者の理解醸成のための取組を進めているか明らかにする。

- また、経済産業大臣はCCS事業法第7条及び同第8条に基づき、貯留事業の許可に当たって、貯留事業の概要ほか必要な事項を公告により**公衆の縦覧に供し、当該許可について利害関係を有する者からの意見書を受け付ける**。当該概要には、**CO2の安定貯蔵が見込まれることを公に示す**観点から、**有識者の助言を聴取**した上で、サイト特性評価やモデリング・シミュレーション結果を踏まえた**リスクマネジメントの概要**を、並びに、**自然環境及び住民の生活環境等への潜在的な影響の有無及び程度を明らかにする**観点から、**貯留事業が実施される区域（海域又は陸域）において貯留CO2が漏出した場合の環境影響**に係る分析及び評価（**CO2漏出時影響評価**）の概要を含める。

＜公衆の縦覧に供する公告の記載事項＞

■二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和６年法律第38号）（抄）

（公告及び縦覧）

第七条　経済産業大臣は、第四条第一項の許可をしようとするときは、その申請に係る次に掲げる事項を公告し、公告の日から一月間これらの事項を公衆の縦覧に供しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請貯留区域等を表示する図面

三　**貯留事業等の概要**

四　その他経済産業省令で定める事項

- CO2圧入地点
- CO2圧入期間
- CO2圧入の目的層の位置及びそれを決定した理由
- CO2圧入方法
- サイト特性評価やモデリング・シミュレーション結果を踏まえたリスクマネジメントの概要
  - 自然地震等の外的要因
  - 周辺の坑井等の潜在的な漏出経路
  - 漏出速度・量の決定要素
  - CO2漏出時影響評価
    （安全側に立って漏出を仮定した場合に影響を受ける領域の海流等の状況、当該領域の利用状況、保護生物等）　等